

2005年12月8日



特定公益増進法人の認定について

当協会は、2005年(平成17年)11月17日付けをもってその事業の高い公益性から、国土交通大臣より所得税法施行令第217条第1項第3号及び法人税法施行令第77条第1項第3号に掲げる特定公益増進法人であることの認定を受け、同日付けをもって証明書の交付を受けました。

認定年月日：2005年(平成17年)11月17日

証明書の有効期間：認定の日から2年間

特定公益増進法人とは

特定公益増進法人とは、公共法人、公益法人等その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献、その他公益の増進に著しく寄与する法人で、法人税法で定められています。

公益法人等以外の法人が、特定公益増進法人に対し、その主たる目的である業務に関連し、寄付金を支出した場合には、一般寄付金とは別枠でこれと同額の損金算入が認められます。

(法人税法第37条第4項)

以 上

本件に関する問い合わせ

(財)日本船舶技術研究協会

総務グループ 部長 角屋 信義

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-7-2 虎の門高木ビル 5階

Tel : 03-3502-2132 Fax : 03-3504-2350 E-mail : sumiya@jstra.jp